

平成30年度（2018年度） 市民税・県民税申告について

市民税・県民税は、道路・下水道・公園の整備から教育・福祉の充実にいたる市民に身近でさまざまな行政サービスを行うために使われています。

安全で安心して暮らせるまちづくりのために、多くの市民のみなさんに公平に負担していただいています。市民税と県民税を合わせて、一般に住民税とよばれています。

◎申告書を提出しなければならない方

平成30年1月1日現在、備前市に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

1. 所得税の確定申告書を提出された方
2. 給与所得または公的年金等にかかる所得のみの方で、支払者から備前市へ給与支払報告書または公的年金等支払報告書の提出がある方（提出の有無は支払者へ確認してください）

※平成29年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし、児童扶養手当・公営住宅等の各種申請ができなかったり、市民税・県民税諸証明の交付を受けることができないなど、さまざまな支障をきたすことがありますので申告書裏面下段の「その他の事項」に記入して提出してください。

※この申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減判定や介護保険料の所得段階の判定資料になります。

また、所得証明や国民年金の減免などの各種手続きに必要となる場合があります。

◎公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入が400万円以下、かつ、その他の所得20万円以下の方は、所得税の確定申告不要（還付申告は可能）になっていますが、所得税が申告不要の場合でも、公的年金等以外の所得がある場合や「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費、生命保険料、扶養の追加など）を受けたい場合などは、必ず市民税・県民税の申告をしてください。

◎申告に必要なもの（いずれも平成29年1月1日～平成29年12月31日までの分が対象）

1. 印鑑（シャチハタ不可）
2. 本人確認書類（①または②のいずれかが必要）
 - ① マイナンバーカード
 - ② マイナンバー通知カード＋運転免許証、パスポート、健康保険証、身体障害者手帳など（写真表示のない身元確認書類の提示または写しを提出するときには2種類以上必要）
3. 営業・不動産・農業などの収入がある方は収支と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書など
4. 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票・給与明細など
5. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料（源泉徴収票に記載がある方は不要）・その他の社会保険料等の領収書・納付証明書・控除証明書
6. 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）・地震保険料の控除証明書
7. 障害者手帳（郵送による申告書提出の場合はコピーを添付してください）
8. 医療費控除・セルフメディケーション税制を受ける方は、明細書（病院別・人別で記載したもの）